

その他の運営上の留意事項 ほか

サービス利用者に関すること

A 高齢者の健康

新型コロナウィルス	62～63
ノロウイルス	64
インフルエンザ	65
腸管出血性大腸菌（O157等）感染症	66
結核	67
レジオネラ症	68
HIV／エイズ	69
熱中症	69～70
B 高齢者虐待	71～72
C 地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）	73
C 成年後見制度の利用促進	74

事業所の労働環境に関すること

D 専門家による無料相談（雇用管理、メンタルヘルス、教育・研修）	75
D 無料講師派遣（職場環境を良くするための対策）	76

事業所の運営に関すること

B 介護相談員派遣等事業	77
C 福祉サービス第三者評価	78

サービス利用者向け相談事業

E 福祉サービス苦情解決制度	79～80
----------------	-------

A：大阪府健康医療部

B：大阪府福祉部高齢介護室

C：大阪府福祉部地域福祉推進室

D：(公財)介護労働安定センター大阪支部

E：福祉サービス苦情解決委員会（大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会）

今、府民の皆様に知ってほしいこと —新型コロナウィルス感染症について—

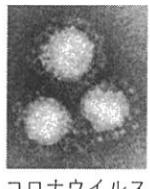
新型コロナウィルス感染症が、大阪府内でも発生しています。厚生労働省や大阪府が発信する正確な情報に基づき、落ち着いて行動してください。

新型コロナウィルス感染症とは？

- インフルエンザや風邪と同様、飛沫感染や接触感染で感染します
- 感染すると、発熱・咳などの呼吸器症状が現れます

<コロナウィルス>

- ・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス
- ・人が日常的に感染する4種類は風邪のような症状を引き起こします。



○飛沫感染

感染している人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込む

○接触感染

しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻を触れる



©2014 大阪府もずやん

予防法

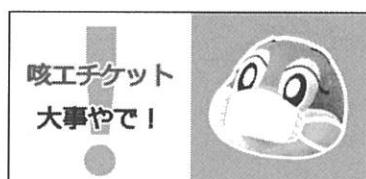
一般的な感染症対策の徹底が効果的です。

● 手洗い



ハンドソープをつかって、こまめに手を洗う習慣をつけましょう。消毒用アルコールも有効です。

● 咳エチケット



咳・くしゃみをする時は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえましょう。

【事業者の皆様へ】

- 従業員の体調管理に留意するほか、消毒用アルコールを常備する等の対策をお願いします。
- サービス業等、不特定多数の方と接触する施設等では、マスクの着用を奨励します。

手洗い・咳エチケット以外にも…

- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える

新型コロナウィルス感染症に感染した不安がある場合は、専用の「府民向け相談窓口」にご相談ください

電話番号：06-6944-8197 ファックス番号：06-6944-7579 (9:00~18:00 土日祝も実施)

※電話番号・ファックス番号のおかけ間違いにご注意ください

詳しくは下記HPよりご確認ください

大阪府 新型コロナ

検索



大阪府

大阪府 健康医療部
保健医療室 医療対策課

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。
新型コロナウイルスは飛沫感染^{うつわ}と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放り出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けなるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪症状が見られたときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている方（高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。
<新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧> ※土日祝を含めた終日つながります

センター名	電話番号	FAX	センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所			大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
大阪府茨木保健所			堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
大阪府守口保健所			高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
大阪府四條畷保健所			東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
大阪府藤井寺保健所	06-7166-9911	06-6944-7579	豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
大阪府富田林保健所			枚方市保健部	072-841-1326	072-841-2470
大阪府和泉保健所			八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
大阪府岸和田保健所			寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
大阪府泉佐野保健所			吹田市保健所	06-6339-2225	06-6339-2058

※令和2年4月6日時点

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

**府民向け相談窓口 電話番号：06-6944-8197 FAX番号：06-6944-7579
受付時間 9:00～18:00（土日・祝日も実施）**

ノロウイルスの感染を広げないために！！

～処理の手順を守ろう！～

ノロウイルスを広げないための3つのポイント！

- ① 汚物はすぐに拭き取る・乾燥させない！
ノロウイルスは乾燥するど空中に漂い、口に入つて感染することがあるので、嘔吐物や糞便は速やかに処理することが重要です。

* 石けんを使って
流水で！
- ② きれいに拭き取ってから消毒する！
ノロウイルスには家庭用塩素系漂白剤を水で薄めた消毒液が有効です。
★消毒液は、汚物が残っている状態で使用すると、ウイルスに対する消毒効果が低下するので、消毒前にまずは汚物をきれいに取り除くことが重要です。
- ③ しっかり手洗いをする！
ノロウイルスを広げないためには、しっかりと手洗いをして、手からノロウイルスを落とすことが大切です。
＜タイミング＞
嘔吐物等の処理後、拭き取り掃除後、調理の前、食事前、トイレの後、オムツ交換の後、等

適切な処理の手順

吐いたとき

衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ベーパータオル・マスク・カウン・靴カバー等を着用する。
ベーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ② 床等に、汚物が残らないように、しっかりと拭き取る。
- ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)
★家庭用塩素系漂白剤につけてお代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことででもウイルスの消毒効果があります。
- ④ 拭き取りに使用したベーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ベーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10分後に水拭きする。

吐いたとき

衣類等が糞便や嘔吐物で汚れたとき

- ① ベーパータオル・マスク・カウン・靴カバー等を着用する。
ベーパータオル・布等で嘔吐物を覆い、外側から内側へ向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。
- ② 床等に、汚物が残らないように、しっかりと拭き取る。
- ③ 50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に10分程度つけこむ。(素材に注意)
★家庭用塩素系漂白剤につけてお代わりに、85℃・1分以上の熱湯洗濯を行うことででもウイルスの消毒効果があります。
- ④ 拭き取りに使用したベーパータオル・布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
* 可能であれば、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤を入れてから、密閉し廃棄する。
- ⑤ 汚物を拭き取った後の床等は、50倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤で浸すように拭く。
* ベーパータオル・布等はなるべく色のついていないものを使用する。
- ⑥ 10分後に水拭きする。

家庭用塩素系漂白剤 希釈方法早見表

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。
塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)

使用目的	濃度	希釈液の作り方
・汚物を取り除いたあとでの床等 (浸すように拭き、10分後に水拭きする)	約50倍 ※濃度 約1000ppm	①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 50cc
・汚物を取り除いたあとでの衣類 (10分程度つけこむ)	約50倍 ※濃度 約200ppm	①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 10cc
・汚物の拭き取りに使用した ペーパータオル・布等の廃棄 (ゴミ袋の中で廃棄物を浸すよう に入れ、密閉し廃棄する。)	約250倍 ※濃度 約200ppm	①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 1/2杯弱
・もみ洗いをしたあとでの 洗い場所の消毒 (消毒後、洗剤で掻除すること)	約250倍 ※濃度 約200ppm	①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②トイレの取っ手・トイレの床など のノブ・トイレの床など の拭き取り部位が金属の場合は、 10分後に水拭き
・トイレの取っ手・トイレの床など のノブ・トイレの床など の拭き取り部位が金属の場合は、 10分後に水拭き	約250倍 ※濃度 約200ppm	①水道水 2,500cc (500ccペットボトル5本分) ②家庭用塩素系漂白剤 1/2杯弱

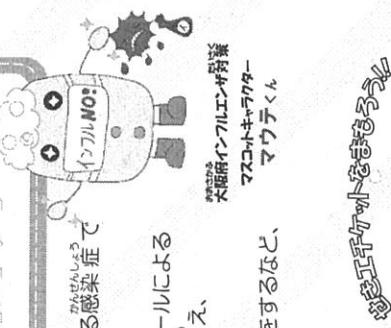
感染経路

- △ 患者の糞便や嘔吐物からの二次感染
- △ 感染した人が調理などをして汚染された食品
- △ ウィルスの蓄積した加熱不十分な一枚具など
- △ 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛などで、通常1～3日症状が緩和した後、回復。
- △ ノロウイルス電子顕微鏡子薬匙は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

発行元：大阪府健康医療部保健医療室医療対策課
平成30年2月作成

インフルエンザ 予防のポイント

ふほり



インフルエンザは、「インフルエンザウイルス」によって起こる感染症で、毎年11月から4月頃までが流行期です。
インフルエンザを予防するために、予防接種や消毒用アルコールによる手の消毒のほか、体の抵抗力を高めるために、生活リズムを整え、バランスの取れた食事や、十分な睡眠をとりましょう。
また、目ごろから手洗いを心がけ、症状に応じて、マスクをするなど、せきエチケットを行いましょう！

せきエチケットをしよう！

せきができるときは…

- ✓ マスクをする
- ✓ 口と鼻をティッシュでおおって、周りの人には顔を向けてない
- ✓ 腕の内側で口と鼻をおおって、周りの人には顔を向けてない
- ※せきやくしゃみを手でおさえたり、鼻もせきにしきみをする、他の人に病気をうつす可能性があります。

手洗いをしよう！

- ✓ こまめな手洗いで、ウイルスをしつかり洗い流そう！
※手洗いは「ハッピーハンド」を2回歌うくらいの時間かけねばよければやくしゃみをするので、気をつけ！
手全体にすりこむといいよ！
- ✓ さらに消毒用アルコールを、20秒かけてしつかりと正しい手洗いの方法



インフルエンザについて

毎年冬に流行する「季節性インフルエンザ」

「季節性インフルエンザ」は、感染力が強く、感染した人のせき、くしゃみなどによって、ウイルスが飛び散り、それを吸いこむことによって感染します。ふつうの風邪と違い、突然38度以上の熱が出たり、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出る感染力の強い病気です。子どもは、まれに急性脳症になったり、お年寄りで免疫力が下がっている人は、肺炎になったりと、重症化することがあります。昨年は、大阪府で約85万人の方がかかっています。

インフルエンザにかかるたら

- ・マスクを着用し、早めにかかりつけ医や薬局の内科・小児科を受診しましょう。
- ・家で安静にして、栄養をとりましょう。特に睡眠を十分にとりましょう。
- ・水分を十分に補給しましょう。（お茶、ジュース、スープなど）
- ・部屋の温度を保ちましょう。（目安として50%から60%程度）
- ・せき、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用しましょう。
- ・熱が下がってから2日（幼児は3日）自まで、または症状が始まった日から8日目までは外出しないように心がけましょう。

新型インフルエンザについて

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

『日々の備え』

- ・日々からマスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備します。
- （新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外國から色々な物が輸入できなくなります。さらに、国内外で流行すると、外に出かけることができなくなったりします。）
- ・日々から、テレビやラジオなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようになります。

『発生したときのお願い』

- ・決められた医療機関での受診をお願いします。
(府では、発生して間もなくない場合には、感染が広がらないように診療を行う医療機関を限定します。)
・不要な外出を控える、食料品や日用品の貯めをしないようにお願いする場合があります。
- «参考» 大阪府新型インフルエンザ等対策ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/sinflu/)



HP

Q.大阪府 新型インフルエンザ

検索

腸管出血性大腸菌（O157等） 感染症にご注意！

感染経路

腸管出血性大腸菌（O157等）は、通常牛等の腸内に生息しています。そのため腸の内容物で汚染された食品を介して、口から体内に入ることによって感染します。

- ★ 食べ物（牛肉やソーセージなどは充分に加熱しましょう。）
- ★ 生肉を触れた箸（焼く箸で食べる箸を焼い分けましょう。）
- ★ 患者・保菌者の糞便で汚染されたものや水など

腸管出血性大腸菌はわずか數十個程度の菌が体の中に入つただけでも発症することができます。
患者・保菌者の糞便などから二次感染することがあります。

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症の潜伏期間と症状



潜伏期間：2～14日（平均3～5日）

症状状：下痢（鮮いものから水様便や血便）・腹痛・発熱など

※ 乳幼児や高齢者では重症になる場合があります。

※ 発症後1～2週間には、溶血性尿毒症候群（HUS）を起こすことがありますので注意が必要です。

※ HUS：ヘロ毒素により腎臓の細胞が傷害されて発症する、溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全の3つを特徴とする状態。
主な症状：尿が出にくい・出血を起こしやすい・頭痛など。
重症になると、けいれん・昏睡を起こし、生命の危険がある。

二次感染防止のために

普段から調理前や食事前、トイレの後は石けんをよく泡立てて手指から手首までを充分洗いましょう。

★ タオルの共用使用はやめましょう。
★ 粿便を処理する時は、**使い捨てビニール手袋**を使いましょう。

（また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけください。）
★ 下痢などで体調の悪いときは、フルの利用はやめましょう。

簡易ビニールブル等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。

（消毒薬等については裏面参照）

《注意事項》

※ トイレについて：患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆せつけんや消毒用アルコールで消毒してください。（消毒薬は薬局で入手します。）

※ 衣類などについて：患者・保菌者の着用のついた衣類などは、手袋をはずし石鹼で手洗いしましょう。
處理が済んだあとは、手袋をはずし石鹼で手洗いしましょう。
(また、乳幼児や高齢者でオムツの交換時の汚染に充分気をつけください。)
★ 下痢などで体調の悪いときは、フルの利用はやめましょう。

簡易ビニールブル等を利用する場合は、頻繁に水を交換しましょう。

※ 入浴・お風呂について：患者・保菌者がお風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後にし、混浴は避けましょう。

※ 飲食について：患者・保菌者が飲食物に直接接触する業務に從事することは、法律で制限されています。

消毒方法について

（消毒薬については、薬局等でご相談ください。）

消毒するもの	使用薬剤など	めやす
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンガルコニウム液10%) 速乾性擦式手指消毒剤 消毒用エタノール(70%) 次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	石鹼で手洗い後、100倍液 (下記参照)に浸して洗淨するまで（約1分間）手に擦りこんで使う
食器・器具・ふきん まな板・おもちゃ等	熱湯消毒 消毒用エタノール(70%) 逆性石鹼液 (塩化ベンガルコニウム液10%) 次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	100倍液（下記参照）に30分間浸し、水洗いする 80℃、5分間以上（ただし、ふきんは100℃で5分間以上煮沸）
トイレの取っ手 ドアのノブ	熱湯消毒 消毒用エタノール(70%) 逆性石鹼液 (塩化ベンガルコニウム液10%) 次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	温度はそのまま使用し薬液を含ませた紙タオル等で拭くが噴霧する 50倍液（下記参照）を含ませた紙タオル等で拭く
衣類の消毒	熱湯消毒 逆性石鹼液 (塩化ベンガルコニウム液10%) 熱水洗濯機（80℃10分間） 後、洗濯する	100倍液（下記参照）に30分間つけた後、洗濯する
風呂場	熱湯消毒 逆性石鹼液 (塩化ベンガルコニウム液10%) 熱湯消毒	100倍液（下記参照）を含ませた紙タオル等で拭く 熱湯で洗い流す

消毒液のつくり方

濃度	手 級 液 の 作 り 方
50倍液	①水道水 1000cc (500cc ベットボトル 2本分) ②薬剤 20cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ1杯 約50ccとして 約4杯 □ □ □ □
100倍液	①水道水 1000cc (500cc ベットボトル 2本分) ②薬剤 10cc 逆性石鹼 の場合 薬剤キャップ 1杯 約50cc として 約2杯弱 □

大阪府

（お問い合わせは最寄りの保健所へ）

大阪府衛生監視医療部医療対策課 平成30年2月作成

高齢者の結核を早期発見するには？

サービス利用開始時の健康チェック

- ・2週間以上続く呼吸器症状（咳、痰など）や胸部X線写真に異常陰影がある時には、かかりつけ医や施設の嘱託医に喀痰検査等の必要性を確認しましょう。
- ・健康管理のための情報として、結核等の既往歴や治療中の病気を確認しましょう。

定期健康診断時の健康チェック

- ・結核の早期発見のためにも、定期健康診断を活用しましょう。
- ・「高齢者は結核のハイリスク者」であり、健診が義務ではない施設も、定期的な健康チェックが大切です。

日常的な健康観察

- ・高齢者結核では咳や痰がない割合も高く、継続する体調不良や免疫低下にからむ症状など、日常の健康観察がとても大切です。
 - なんとなく元気や活気がない
 - 発熱、食欲不振、体重減少、倦怠感、尿路感染（免疫低下）
 - 咳、痰、胸痛、呼吸のしづらさ
- ・肺炎疑いでも、できれば抗生素を使用する前に、喀痰検査の実施を嘱託医に相談しましょう。また、抗生素の使用状況を記録に残しておきましょう。

高齢者介護に関わるあなたとあなたの大切な人の“健康を守る”ために

職員の定期健康診断

- ・少なくとも年に1回は胸部X線検査を受けましょう。精密検査の通知が来たら、自觉症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・健診結果は、今後の健康管理に大切な情報です。結果を保管しておきましょう。

咳工チケット

- ・咳が出る時は、サージカルマスクを着用しましょう。

まずは自分の身体をいたわりましょう

- ・身体の免疫力を維持し、風邪等の症状が続く時は、早めの受診を心がけましょう。
- ・免疫が低下する疾患（糖尿病、腎疾患、HIV等）がある時は、確実に治療を継続しましょう。
- ・結核について勉強する機会を持ちましょう。

結核に関する心配や不安がある時は保健所に相談しましょう。

健診を行った場合には報告しましょう

職員や施設入所されている方の健康診断を実施した場合には、あなたの地域を管轄する保健所に報告が必要です。
<詳細>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kekaku02.html>

この資料は平成28年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構委託研究開発費「地域における結核対策に関する研究」により作成されました。

高齢者介護に関わる人のための“結核”基礎知識

現在1年間に2万人弱の結核患者が新たに診断されており、その約7割は60歳以上です。

ある日、ある高齢者施設で…

○○さん、結核疑いだそうです!!



こんな時どうしたらいいいでしょう？

結核とは

結核とは、結核菌によっておこる感染症です。

感染のしくみ（空気感染）

- ・主に肺結核患者の咳などのしづきと共に排出される菌を吸い込むことで感染します。

感染とは

- ・結核菌が身体の中に入り、それに対する身体の反応が起こっている状態です。

発病とは

- ・菌が増殖し、何らかの身体の変化や症状が出てくる状態です。
- ・結核の発病率は、感染者の1～2割です。
- ・発病は、身体に入った菌の量や強さと、感染者の免疫などが関係します。

＜免疫の維持＞ バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、禁煙、免疫が下がる疾患（糖尿病、腎疾患等）の治療と管理が大切です。

症状

- 咳、痰、微熱、胸痛、体重減少等

特徴

- ・「よくなったり、悪くなったり」しつつ病状が進行し、排菌するようになります。
- ・排菌をしていない感染状態や発病の初期には、人にうつすことはありません。

治療と施設での服薬支援

- ・原則として、6か月以上の定められた期間、複数の薬を内服します。確実な内服のため周囲の方の支援が重要となります。

利用者が結核（疑い）と診断されたら

マスクの着用と個室対応

結核（疑い）の方 入院や検査結果を施設で待つ間は、サージカルマスクを着用してもらい、個室対応でドアは閉めましょう。

職員や家族等 個室に入る時はN95マスクを着用し、乳児等の面会は禁止します。

車で搬送する時

- ・結核（疑い）の方は、サージカルマスクを、同乗者はN95マスクを着用します。
- ・窓を開けて換気をしましょう。

部屋の清掃など

- ・部屋の窓を開けて換気を十分行いましょう。
- ・薬剤等による消毒は不要です。通常の掃除や洗濯、食器洗いを行えば大丈夫です。

＜N95マスク＞ 結核の感染防止のため職員や家族がつけるマスクです。すぐ、使えるように常備し、着用訓練をしておきましょう。



～結核の発病は誰のせいでもない～
・突然、結核（疑い）と言われ、動搖する方も多いため、周囲のサポートが不可欠です。

接触者健診について

目的

- ・患者からの感染や発病の有無などを調べ、結核の感染拡大を防止します。

基本的な流れ

- ・保健所は届出により、患者の病状や生活、患者と接した方の健康状態等を確認して、必要な対象者に、無料で健診を行います。

医療機関

- ・結核の診断
- ・保健所への届出

保健所

- ・患者や施設医療機関から情報収集
- ・接触者健診の対象者と方法を決定
- ・接触者健診の実施

主な検査

- ・原則として、結核の“感染”を血液検査で、“発病”を胸部X線検査で調べます。

実施時期など

- ・施設の定期健診状況なども検討し、適切な時期に行います。
- ・必要により、保健所と施設が協力して、健診の前に説明会を行なうこともあります。
- ・結核に感染した後、検査で感染がわかるようになるまで、3か月ほどかかります。
- ・あわてて検査をすると正確な結果が得られないこともありますので、保健所と連絡を取りましょう。

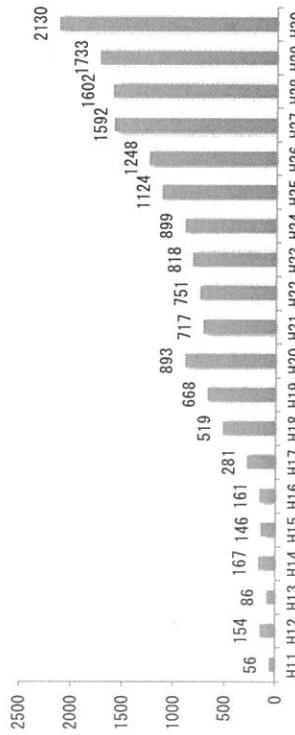
入浴設備の適正な維持管理により レジオネラ症発生を予防しましょう

【レジオネラ症とは】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による感染症の一つで、幼児やお年寄り、あるいは他の病気などにより身体の抵抗力が低下している人に発病のおそれがあると言われています。レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）等を、気道から吸い込むことによって感染し、発病します。

主な症状は肺炎（レジオネラ肺炎）で、菌に感染してから2～10日（平均4～5日）後に、高熱、咳、痰、頭痛、胸痛、筋肉痛、悪寒などの症状が出て、まれに重症になることがあります。死亡例も報告されています。人から人への感染はありません。近年、レジオネラ症患者報告者数は、増加傾向にあります。

レジオネラ症患者報告者数（全国）



レジオネラ属菌は、入浴設備の配管内部等で増殖することが知られています。入浴設備の適正な維持管理により菌の増殖を防止し、レジオネラ症の発生予防に努めてください。

大阪府では、平成20年4月より、「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を定め、指導・助言を行っています。

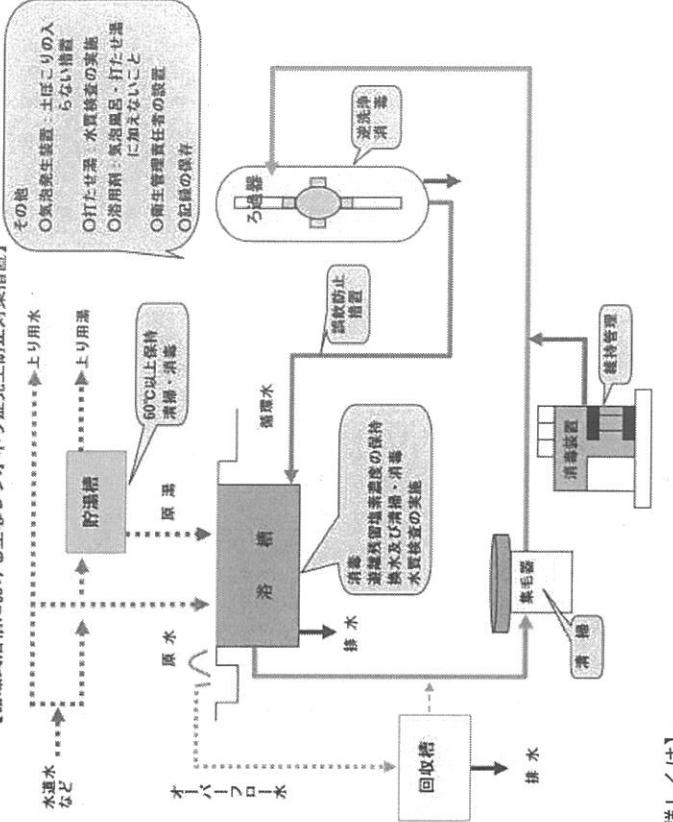
施設の設置者・管理者の方は、引き続き入浴設備について次の点に注意して適正な管理をお願いします。

【入浴設備の維持管理ポイント】

- 浴槽水は、塩素系薬剤を用いて消毒し、遊離残留塩素濃度で常に0.4mg/L以上に保持ましょう。
- 毎日使用している浴槽水は、1週間に1回以上入れ換え、浴槽を清掃・消臭しましょう。
- ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等により清掃しましょう。
- 貯湯槽内の湯の温度は60度以上に保ち、槽内を定期的に清掃・消臭しましょう。

循環式浴槽の実例参考図

【循環式浴槽における主なレジオネラ症発生防止対策指観】



「社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」を参考にしてください。マニュアルは、下記の大阪府環境衛生課のホームページから入手できます。

<http://www.pref.osaka.jp/kankyo/sei/reionera/index.html>

また、「大阪府 レジオネラ」で検索できます。マニュアルの疑問点等は、最寄りの府保健所または環境衛生課生活衛生グループ（06-6944-9910）にお問い合わせください。

【水質検査の実施と報告】

浴槽水について、1年に1回以上、レジオネラ属菌などの水質検査を実施し、その結果を報告してください。

報告は2ヶ所に行ってください
(FAXで結構です)

最寄りの大阪府保健所衛生課
(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、吹田市を除く)

社会福祉施設等で働くみなさまへ HIV/AIDSの正しい知識 ～知ることから始めよう～

HIV感染予防は標準予防策で十分です

HIVは簡単に単には感染しません
抗HIV薬が使われるようになってから、エイズによる死亡率は劇的に減少し、
HIV感染症は慢性疾患の一つとして考えられるようになりました。

今では、HIV感染症は慢性疾患の一つです
HIV陽性者の方も、1つの慢性疾患を抱えているだけ他の人と何も変わりません。

今、社会福祉施設等に期待されること

2019年末、大阪府のHIV陽性者の累積報告数は3,691人となり、年々増加しています。また、高齢化や合併症などによって、自立困難で支援を求めるHIV陽性者が増えてきています。そのため、HIV陽性者の受け入れ先として、社会福祉施設等への期待が高まっています。

誰に対しても平等に生活を支援し、療養の場を提供することは、世の中から期待されている社会福祉施設等の役割です。

HIV陽性者の方も、1つの慢性疾患を抱えているだけ他の人と何も変わりません。一人ひとりが、HIV/AIDSに対する理解を深め、不安や戸惑いをなくし、HIV陽性者の方を迎えていきましょう。

《参考》

平成23年12月発行、平成31年2月改訂「社会福祉施設で働くみなさまへ HIV/AIDSの正しい知識～知ることから始めよう～」

＜企画・発行＞ 平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 エイズ対応研究事業
「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」 研究代表者 白坂琢磨
分担研究「長期療養者の受入における福祉施設の課題と对策に関する研究」
研究分担者 山内哲也

＜協力＞ 社会福祉法人武蔵野会
【関連ウェブサイト】 「地域で暮らす」あなたを支えるために（資料集） <http://www.onh.go.jp/khac/hiv/material.html>



問合せ先 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課感染症グループ
電話 06-6941-0351 (内線2543)

熱中症にご注意ください

1. 热中症とは？

- ＜热中症の症状＞
 - 初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれんや痛み(こむらがえり)が現れます。
 - また、症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。
 - さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん(ひきつけ)を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合には死に至る可能性もあります。

2. 热中症の原因

- 体の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能が破壊するなどして発症します。
- 高温、多湿、風が弱い、輻射源(熱を発生するもの)があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかきにくくなるため、热中症が発生しやすくなります。

3. 热中症の病態と重症度分類

分類	症状	重症度
I度	めまい、失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間に不充分になつたことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痙攣・筋肉の硬直 筋肉の「こむらがえり」のことと、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う痙攣(ナトリウム等)の欠乏により生じます。手足のしびれ、気分の不快	熱失神
II度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・體温障害 体がくつたりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労
III度	四肢の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼吸が弱や弱音への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけかかる(全身のけいれん)、耳直ぐ走れない歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病

(「熱中症環境保健マニュアル 2018」より)

2. 高齢者と熱中症について
- <高齢者における身体機能の一般的な特徴>
 - 体内の水分量が少ないことから、体の老廃物を排出する際に、たくさんの尿を必要とします。
 - 加齢により暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなります。
 - 暑さに対する体温の調節機能が低下しています。

だから特に注意が必要です！

- ＜高齢者における熱中症の実態＞（大阪府内）
- 熱中症により救急搬送される約半数が、65歳以上の高齢者です。
 - 熱中症死亡総数の約8割が、65歳以上の高齢者です。
 - 熱中症は、日中の炎天下だけではなく、室内や夜にも多く発生しています。室内でも多くの方が熱中症により亡くなっています。

4. 热中症予防について

<予防法>

- 熱中症は、放置すれば、時に生命に関わる症状ですが、多くの場合、予防法を実践していれば発症を防ぐことができます。
- 予防法ができるか、チェックしてみましょう！

- こまめに水分補給をしている

- エアコン・扇風機を上手に使用している

- 冷やす

- 部屋の温湿度を測っている

- 着い時は無理をしない

- 日傘、帽子をしている

- 部屋の風通しを良くしている

- 緊急時、困ったときの連絡先を確認している

- 涼しい服装、外出時には涼しい服装、外出時には

- 口涼しい場所・施設を利用する

- 格先を確認している

<予防法メモ>

- 寝る前だからと水分を我慢せず、こまめな水分補給を心掛けましょう。汗をかいたときは、適度な塩分補給も必要です。
- 暑さを感じなくとも、部屋の見やすい場所に温湿度計を置き、温度が上がつたらエアコンをつけるなど、常に注意しましょう。

5. 热中症になったときは？

<対処法>

① 凍い環境への避難

- 風通しの良い日陰や、クーラーが効いている室内などに避難させましょう。

② 脱衣と冷却

- 衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。ベルトやネクタイ、下着は、緩めて風通しをよくしましょう。
- 氷のうや保冷剤などを利用し、首の両脇、脇の下、足の付け根の前面など太い血管が通る部分を冷やし、皮膚の直下をゆっさり流れている血液を冷やすことも有効です。

③ 水分と塩分の補給

- 冷たい水を持たせて自分で飲んでもらいます。
- 大量の発汗があった時は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。また、食塩水（水1㍑に1～2gの食塩）も有効です。

④ 医療機関への搬送

- 自力で水分の攝取ができない時は、点滴で水分や塩分を補う必要があるので、緊急に医療機関に搬送することが最優先です。
- 6. 热中症の疑いのある人を医療機関に搬送する際に、医療従事者に伝えること
- 熱中症は、症状により急速に進行し重症化する場合があります。医療機関到着後、治療が迅速に開始されるよう、その場に居あわせた倒れた時の状況がわかる人が医療機関まで付き添い、発症までの経過や症状などを伝えるようにしましょう。

- 医療従事者に伝えられる内容（例）>
- 倒れた場所の状況（具体的な場所、気温、湿度、風速など）
- 倒れた時の状況（服装、どんな活動をしていたか、など）
- 症状の経過（症状が出始めた時から悪化していないか、具体的にどんな症状があるか、など）
- 対処の内容（水分や塩分の補給はできたか、その他応急処置の有無など）

7. 热中症に関する情報

- 国や大阪府では、下記ホームページを通じて、熱中症に関する情報を発信しています。
- 大阪府ホームページ URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/meyusyou/>
- 環境省「熱中症予防情報サイト」 URL:<http://www.wgetenv.go.jp/>
- 総務省消防庁ホームページ URL:http://www.fdma.go.jp/neiter/topics/fieldlist9_2.html

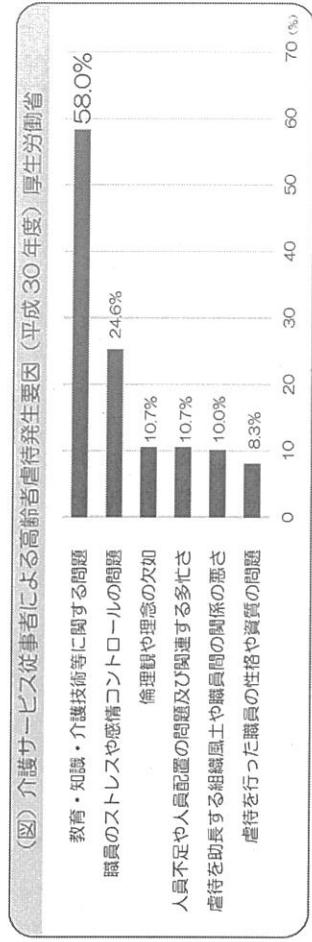
*本資料は、環境省作成「熱中症携帯保健マニュアル 2018」、「熱中症～思い当たることはありますか？～」を参考に、大阪府で作成しました。

介護の現場で働くあなたに知ってほしい 高齢者虐待

なぜ、高齢者虐待が起るのか

高齢者虐待は、さまざまなものがあります。『平成30年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(全国)(図)』によると、発生要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多くなっています。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。



介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法(以下、「法」という。)では、高齢者を介護している養護者(家族など)による虐待だけでなく、福祉・介護サービス業務の従事者等(以下、「介護サービス従事者」という。)による虐待の防止についても規定しています。(法第三章)
虐待につながるような不適切なケアが生じないよう、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

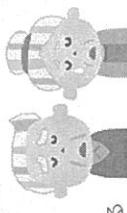
介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に從事している者を称します。

入所系	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護寮型医療施設 介護老人ホーム(ケアハウス) 精神老人ホーム 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所養護介護(ショートステイ) サービス付き高齢者向け住宅※など
通所系	<ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護(デイサービス) 通所介護(デイサービス) 小規模多機能型居宅介護など 訪問リハビリテーション 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問看護 訪問入浴
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 居宅看護管理指導など

※有料老人ホームに該当するもの
直接受け・看護に携わる職員はもちろん、上記の職場で働くすべての方(経営者・管理者・事務員・ケアマネジャーなど)が対象となります。

アドバイス
アドバイス



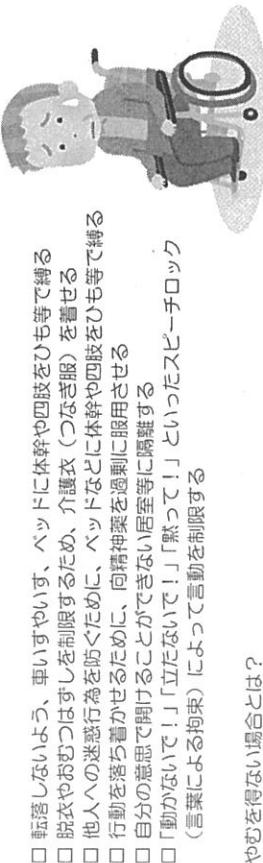
以下の行為は、高齢者虐待の具体例です。

- | | |
|-------|--|
| 身体的虐待 | <input type="checkbox"/> 暴力行為(蹴る・つねる・叩いてくる利用者を叩きかえす・介護を行う際に暴言を浴びせられ、力づかりや叩く・ベッドから落とす・身体を引きずりて移動させるなど) |
| 放棄・放置 | <input type="checkbox"/> 医療的に必要がない投薬によって動きを制限する
<input type="checkbox"/> 食事の際、利用者が拒否しているのに職員の都合で無理やり食べさせる
<input type="checkbox"/> 身体拘束(※詳しくは後述) |
| 心理的虐待 | <input type="checkbox"/> 必要な福祉や医療サービスを受けさせない(褥瘡や衰弱があるのに受診させないなど)
<input type="checkbox"/> 職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かないところに置く、使用させないなど
<input type="checkbox"/> 他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする |
| 性的虐待 | <input type="checkbox"/> 威嚇、侮辱的な発言や態度をとる(舌打ち・ため息・不快な声で罵倒するなど)
<input type="checkbox"/> 子ども扱いや人格を貶めるような扱いをする(名前に「ちゃん」付けをする・頭や手にマジックで落書きをするなど) |
| 経済的虐待 | <input type="checkbox"/> 職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする(必要がないのにオムツを着用させるなど)
<input type="checkbox"/> 行事や集会に参加させない、無視する
<input type="checkbox"/> 必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする
<input type="checkbox"/> 性的ない話を強要する、聞かせる
<input type="checkbox"/> 排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく
<input type="checkbox"/> 横や下着姿を撮影する、その写真を他の職員に見せる
<input type="checkbox"/> 利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する
<input type="checkbox"/> 金銭や物品を盗む、一時的に借用する
<input type="checkbox"/> 利用者から預かった金銭で職員のものを買つ |

身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

身体拘束の具体例



- 転落しないよう、車いすをいすり、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 脱衣やあおむつはずしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で話せることがでできぬ居室等に隔離する
- 「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する

緊急やむを得ない場合は？

緊急やむを得ない場合は、以下の3要件を全て満たす場合になります。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の措置を講じる必要があります。

- ・個人ではなく職場全体で判断する
- ・時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求める
- ・観察と再検討を定期的に行い、再評価する（必要がなくなれば、速やかに解除する）
- ・身体拘束などの適正化のための研修を定期的に実施するなど

虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに問わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）

介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気をだして通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

大阪府	高齢者虐待	検索
-----	-------	----



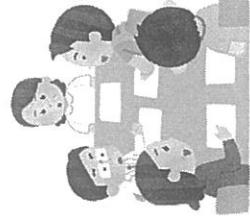
通報等による不利益取り扱いの禁止

- 通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることがあります。（法第21条第7項）

高齢者虐待をなくす「取り組み」チェックシート

定期的に自己点検を行いましょう。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話しあいましょう。

スタッフ用



1.施設・事業所内外の研修

- 施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
 - 他の施設の見学や、外部の研修を受けている
- #### 2.チームアプローチ
- 職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
 - 利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができる
- #### 3.ケアの質・知識
- どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている
 - 認知症のケアの方法を学び、実践している
 - 虐待を発見した場合の通報・相談先を知っている

経営者・管理者用

1.施設・事業所内外の研修

- 施設内で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
 - 職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている
- #### 2.チームアプローチ
- 組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
 - 職員間で報告や相談の方法を決めている
 - 虐待防止や身体拘束廃止について話し合う機会をもつっている
 - ケアに関する相談をしやすい環境・体制ができる
- #### 3.職員の負担・ストレス
- 職員一人ひとりの業務内容を把握している
 - 職員の意見を聞く機会を組織としてつくっている
 - 職員の負担やストレスに気づくよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている

4.苦情処理に関する委員会等の設置・運営

- 利用者、家族、外の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
- 苦情に対応する体制（利用者家族との運営懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

高齢者虐待の防止に向けた取り組みは、経営者・管理者の責務です

法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ① 介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然にまつはれ再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践ていきましょう。

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利侵害や困りごとについて、行政、社会福祉協議会、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に行う相談事業です。様々な解決困難な事例について、弁護士会・社会福祉士会等と連携し、電話や来所による助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪徳商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればよいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室(あいあいねっと)

所在地 〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談(月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～・14時半～・最長80分)

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282(職員による電話相談)(月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く)

成年後見制度に関するご相談を受け付けています。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談(月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～16時)

成年後見制度の利用を促進！

1. 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。必要な方がいる時は、市町村の窓口及び地域包括支援センター等へご相談下さい。

2. 成年後見制度にはどのようなものがあるの？

成年後見制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

また、法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

成年後見人等には、親族以外に、専門職（弁護士、社会福祉士、司法書士等）、法人、市民後見人が選任されます。

3. 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

2020年4月から民法が改正されます！

民法が改正され、意思能力制度が明文化されることになります。これにより、意思能力を有しない者がした法律行為は無効となり、自らが締結した売買契約の無効を主張して、代金の返還等を求めることが可能となります。

※意思能力は、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力をいいます。例えば、認知症を患って行為の結果を判断することができない者は、意思能力を有しません。

※成年後見制度の審判を得ていなくても、意思能力制度の利用は可能です。

(法務省HPより)

介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

専門家による無料相談のご案内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助などに対して、雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント（社会保険労務士、中小企業診断士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど）が対応します。

雇用管理相談

■相談例

- ・働き方改革関連法について（年次有給休暇・同一労働同一賃金など）
- ・人事諸規定（就業規則、勤務体制、人事考課、賞金体系など）
- ・労務管理（労働契約、労働条件、ハラスメント関連など）
- ・経営管理（特定処遇改善加算、入村確保等支援助成金など）
- ・社会保険労務士、中小企業診断士等が相談支援



メンタルヘルス相談

■相談例

- ・健 康 管 理（腰痛への理解）
（医学的見地からの腰痛予防についてなど）
- ・ストレスマネジメント（不調者の対応、ストレス解消など）
- ・理学療法士、シニア産業カウンセラーが相談支援



教育・研修に係る相談（研修コーディネート事業）

■相談例

- ・研修計画の策定について
（効果的なリーダーの育て方）
- ・職員の離職が減る人材育成方法
- ・キャリアパス制度の見直し
- ・介護人材育成コンサルタントが相談支援



- ※相談内容は秘密厳守いたします。
※相談回数に限りがあります。詳細はお問い合わせください。
※コンサルタントやヘルスカウンセラーのご指名はできません。

■お申し込み・お問い合わせ

[センター]
(株式会社)
介護労働安定センター大阪支部分行

FAX番号
06-4791-4166

雇用管理コンサルタント等／介護人材育成コンサルタント 個別相談申込（受付）票

申込日： 年 月 日

事業所名	担当者 姓氏：		
所在地	〒		
電話番号	－	－	FAX番号
事業所開設日	昭和/平成/令和	年 月 日	メールアドレス
ご相談内容〔 雇用管理関係 ・ メンタルヘルス関係 ・ 教育研修関係 〕 ←当社はまるのO			
ご相談内容			
ご相談場所	<input type="checkbox"/> 貴施設・事業所※ <input type="checkbox"/> その他※ <small>※[注] 最寄り駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いします。</small>		
【留意事項】 ①希望時期は、お申込み日から約1か月以降の日程を目安としてください。 ②個別相談は1～2時間程度が目安となります。 ③ご希望は考慮しますが、日時等はご相談の上、調整させていただきます。			
希望日時	○ 年 月 日 () 時 ~ 時 頃	※このいずれかご記入ください>	
希望日時	○ 年 月 日 () 時 ~ 時 頃	<次のいずれかご記入ください>	
□ 介護センター記入欄 〔場所〕 個別相談日時〔決定〕 月 日 () 時 ~ 時 頃 担当専門家 姓氏 以下のお問い合わせを受けたことを確認しました。 集団相談日時〔決定〕 年 月 日 () 時 ~ 時 頃 担当専門家 姓氏 相談者署名 相談者署名 公益財団法人 介護労働安定センター大阪支部分行			

**無料**

講師派遣のご案内

職場環境を良くするための対策



● 腰痛の予防と対策

ストレスの内容と原因、対策。ストレスへの気づきやその軽減策を学びます。

● ストレスマネジメント

介護職の悩みである腰痛。予防のための心得、対策を学びます。

● 雇用管理に関する講話

主に管理監督者向けとなります。

● リーダーの役割と心構え

リーダーの自己理解を促し、リーダーとしての役割を学びます。

注目!

◆1回につき、1つのテーマでお選びください

◆事前打合せにより専門家が事業所の現状を伺い、状況に合わせて内容を調整いたします。

【お申込み】**お申込前にご確認ください**

- ◆ 裏面の申込書に記入の上、実施希望日の2ヶ月前までにFAXしてお申込みください。
(お申込みは先着順となります。年度初めなど申込多数の場合、折り返しの連絡にお時間を頂くことがあります。)
 - ◆ 参加者は、10名以上でご利用ください。
 - ◆ 開催は、原則、平日9:00~17:00の時間帯となります。
(ご希望の時間帯がある場合は、別途ご相談ください。)
 - ◆ 実施するにあたり、専門家との事前打合せのため大阪支部（相談室）へお越しいただきます。【1時間程度】
 - ◆ 国の事業のため料金は無料です。ただし、受講者全員に簡単なアンケートのご回答をお願いしております。
- ※地域での、事業者連絡会など、介護事業所の方々が集まっての講師派遣も相談に応じます。

【研修内容等】

- ◆ 上記のテーマで、講師の用意した資料に沿った内容ですすめます。
- ◆ 1回1テーマにつき、原則1.5~2時間です。
- ◆ 最寄駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いいたします。

【講師派遣の利用回数限度について】

- 原則1事業所・法人のご利用は年度2回まで（別紙「専門家による無料相談のご案内」の回数を含む）となります。
- 国の事業のため、2年間連続してのご利用の場合、新規事業所・優先のためお断りさせていただくことがあります。
※ 上記以外のテーマでの出張研修は、有料で承ります。ぜひご相談ください。

【お申込み・お問い合わせ】**公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部**

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センター 南館12F TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

介護相談員派遣等事業

介護相談員って知っていますか？

- 職員の介助が乱暴だ
- 話し相手が欲しい
- 柔らかい食事にしてほしい



メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになるなど、利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。

① サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通して、問題や改善すべき点などを発見することができます。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをとおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。

② 市民の目線でチェックできます。

施設内ではあたりまえと思っていることが相談員の市民感覚の視点から改めてみることで、施設職員の職務に取り組む姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

③ 身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問い合わせを通して、身体拘束ゼロへの取組みや虐待防止への取組みが進められたケースもあります。

介護相談員派遣等事業のしくみ

- 介護相談員の選定、派遣、調整
- 介護相談員連絡会議の開催
- 相談業務による事前解決が困難な事項の取りまとめ、行政担当部署との連携
- 介護相談員の活動に関する広報
- サービス提供事業者
- 介護相談員活動の担当者（窓口）の設置と職員等への周知
- 介護相談員の活動について、利用者、家族へ説明

▶ 介護相談員ってどんな人

- 市町村が事業の実施にござわしい人格と熱意をもつていると認められた人で、一定水準以上の養成研修を受けた人です。「養成研修」は、介護保険制度のくみ等高齢者福祉に関する事項から、高齢者の心身の特性、コミュニケーション技術まで、約40時間にわたる内容となっています。また、活動中の方には「現在研修」を積極的に受講していただき、活動のスキルアップを図っています。



▶ お知らせ

- 介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しくは各市町村にお問い合わせください。
- 介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。

大阪府

大阪府福祉部高齢介護室 平成29年3月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 TEL:06-6941-0351
このチラシは 50,000枚作成し、1部あたりの単価は5円です。

◆大阪府の認証評価機関一覧◆

【令和元年度】

(令和2年3月2日現在 15機関)

認証番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実施分野		
				高齢	障がい	児童 (障害者児童)
270001	特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター	大阪市北区	06-6358-5700	●	●	●
270003	特定非営利活動法人 ふくでつく	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006	特定非営利活動法人 力口ア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライト・クラブ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025	株式会社 第三者評価	大阪市東淀川区	06-6195-6313	●	●	●
270030	有限会社 リワレシス	大阪市中央区	06-6920-0070	●	●	●
270033	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040	特定非営利活動法人 NPOかんなびの丘	堺市北区	072-255-6336	●	●	●
270042	一般財團法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381	●	●	●
270048	特定非営利活動法人 エイジンソーシ・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	●
270049	特定非営利活動法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●	●	●
270050	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会	富田林市	072-121-8610	●	●	●
270051	特定非営利活動法人 ほっこ	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052	一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区	072-227-4567	●	●	●
270053	あけぼの監査法人	大阪市北区	06-6948-6740	●	●	●

※全国社会福祉協議会による全国共通の社会的兼職関係施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、アミーネホーム及び自立援助ホーム）第三者評価機関認証を受けている機関（15機関中7機関）

担当：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ

TEL (代表) 06-6941-0351 (内線4505)、(直通) 06-6944-6663

URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/daisansha/index.html

大阪府 福祉サービス第三者評価

～『信頼され、選ばれる事業所』をめざして～

■福祉サービス第三者評価って何？

①福祉サービス提供する施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行う取組みです。
②評価結果は、大阪府ホームページ等で公表され、利用者及びその家族等が施設・事業所を選択する際の情報資源となります。

「第三者評価」受審の3つのメリット！

・事業者が提供しているサービスの質について改善点が明らかになります。
・改善点が明らかになると、サービスの質の向上に向けて具体的な目標が設定できます。
・第三者評価を受ける過程で、職員間での諸課題の共有化と改善意欲の醸成が促進されます。

・評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。
・サービスの質の向上に向け、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。
・さらに、継続受審することにより、改善意欲の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知つてもらうことができます。

利用者等にアピールできる！

・公表された評価結果により、求職者に対して「当該施設・事業所の理念・基本方針」や「利用者に対する考え方」「福祉人材の確保・育成計画」「人事管理の体制整備」等を周知・PRすることができます。
・施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を促します。

求職者にアピールできる！

*第三者評価を受審したことにより、社会福祉法人が経営する社会福祉施設の措置費の彈力運用が可能になります。ご不明な点については、お問合せください。

受審事業者の声

■職員の意識も大きく変化し、課題・問題点など職員全体会井有するようになりました。
■評価されるとどう構えてしまいますが、調査者の方はとても親切で親身になつて話してくれました。
■特別養護老人ホーム単なる指摘だけでなく、温かいアドバイスをいたただき、大変参考になりました。
■利用者へのアンケート調査で、潜在的なニーズを把握でき、受審後のサービス向上につなぎました。

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-1
TEL: 06-6944-6663 FAX: 06-6944-6681

大阪府 第三者評価 検索
[大阪府ホームページ](http://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/daisansha/index.html)



福祉サービス苦情解決制度のご案内

福祉サービスの 苦情解決への お手ついをします。

福祉サービスは、利用者が自分で選んで利用する仕組みになっています。しかし、自分で選んだものの、いざサービスを利用してみると、事前に聞いていた内容、または契約していた内容と違っていたり、今、受けているサービスに疑問や不満を感じている方もいらっしゃるかもしれません。

このような福祉サービスの苦情を解決するために、事業者段階での「苦情解決の仕組み」づくりと、それをバックアップする大阪府段階の苦情解決のための「委員会」が設置されています。



困ったことや悩んでいることはありますか？

職員の態度や言葉づかいに
傷ついてしまった

自分が思っていたよくな
いサービスが受けられない

サービス内容について
わかりやすい言葉で
説明してもらいたい



ケガをしたのに
謝罪してもらえない

このような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、疑問に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくならないうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者に気軽に話してください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めています。

また、事業者の中には、客觀性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会ったり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもうらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、
事業者に直接言い出しつきは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽にご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、助言、相談、事情調査、あつせんなどをを行い、苦情解決のお手伝いいたします。

福祉サービス苦情解決委員会とは

社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するために全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。
苦情の解決をはかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもつています。

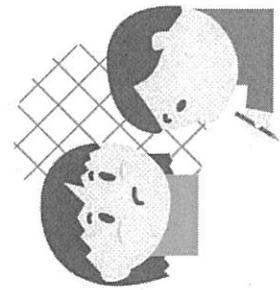
福祉サービス苦情解決委員会
(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

TEL 06-6191-3130

[対象となる福祉サービスの範囲]社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービス

福祉サービス苦情解決委員会での苦情解決の流れ

1 苦情相談の受付
来所、電話、ファックス、メール、手紙のいずれでも相談を受け付けています。

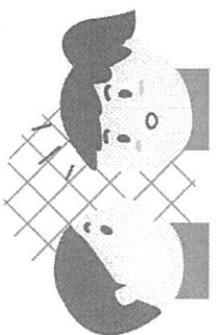


2 解決方法の検討

委員会で相談の内容を受けて解決のための方法を検討します。相談者の意向を確かめたり、必要に応じて事情調査や相談への助言、相談者と事業者の話し合いのあっせんなど、相談内容に応じた方法を検討します。

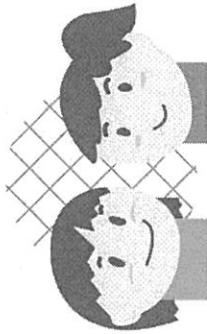
3 事情調査

相談者からの相談内容の事実確認をする場合、委員や事務局の担当職員が関係者への聞き取りや現地訪問などの調査を行います。



4 相談・助言

必要に応じて、相談者や事業者への相談・助言を行います。



5 あっせん

相談者と事業者との話し合いによる解決が適当と考えられる場合は、双方の話し合いの場を設定し、話し合いによる解決をはかります。

6 知事等への通知

利用者への虐待や重大な法令違反による苦情である場合は、すみやかに大阪府知事等に通知し、行政による調査・指導・監督を行います。

Q & A 福祉サービス苦情解決委員会

どんな福祉サービスの苦情が相談できますか？

Q.1

A. 子ども、障がい者、高齢者などを対象とした施設や在宅での福祉サービス全般に対する苦情相談をお受けします。
なお、「介護保険サービス」についての苦情は、大阪府国民健康保険団体連合会(06-6949-5418)でも対応しています。

誰でも相談できますか？

Q.2

A. 福祉サービスを利用しているご本人、またはご家族、ご本人の代理人の方などが相談することができます。また、民生委員児童委員やその事業者の職員など、利用しているご本人の状況や提供されている福祉サービスの内容をよく知っている方が相談することもできます。

事業者や周囲の人たちに知られたくないのですが？

Q.3

A. ご希望により、匿名でも相談できます。ただし、事業者に状況を聞いたり、助言や改善の申入れを行うときは、匿名のままでは難しいことがあります。相談については、守秘義務によって、秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談するのに費用はかかりりますか？

Q.4

A. 無料です。

誰が相談にのってくれるのですか？

Q.5

A. まずは専門の委員が解決に向けた助言、あっせんを行います。16名の専門の委員が解決に向けた助言、あっせんを行います。委員会は、公正・中立な立場から、多様な事例に適応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験を有する委員で構成されています。

どのような対応をしててくれるのですか？

Q.6

A. ご相談をよくお聞きして、相談者の意向を確かめたり、事実の調査や解決に向けた助言、あっせんを行います。委員会は、公正・中立な立場から、多様な事例に適応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験を有する委員で構成されています。

相談の方法

来所、電話、ファックス、メール、手紙などいずれの方法でもご相談をお受けします。来所される場合は、必ず事前にご連絡ください。
専用電話 06-6191-3130
FAX 06-6191-5660
メール tekiseli@osakafusyakyoo.or.jp

相談日と時間

月～金曜日 10:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始を除きます。)

福祉サービス苦情解決委員会

(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター1階